

# 教育厚生委員会報告

2026年2月議会



## 第13号議案 2026年度一般会計予算

総額2.275億6,000万円



### こども医療対策費(こども医療費の無償化) 13億733万円

現在、高校生以下の子どもたちの医療費が無償化されています。中学生以下は現物給付となっており、自己負担分(1日上限800円、一月上限1,600円)を除き窓口負担はありません。高校生の医療費は償還払いとなっており、いったん窓口で医療費を払い、市に申請して後日自己負担分を除き還付されることになっています。2027年1月からは乳児(0歳児)は自己負担分も無償化され、窓口での自己負担がなくなります。

委員会では、高校生の償還払いを、中学生以下のような現物給付に切り替えるよう県に働きかけることを求めました。



### 民間保育所等乳児等支援給付費 1.642万円



これは昨年度から始まった「子どもだれでも通園制度」の経費です。6か月から満3歳未満の子どもが、月10時間程度を上限として保育所等に通園できる制度です。保護者の就労要件は問いません。現行の保育所の一時預かりは、保護者の事情で預けるのに対し、今回の「誰でも通園制度」は、子どもたちの社会性を高めるのが目的と説明がありました。

昨年度は40施設で始まり、今年度から全施設に拡大する予定でした。保育所は年度初めは定員に空きがあるものの、年度途中はいまでも待機児童が出ている状況で、また保育士不足が深刻な中で、子どもを預かる余裕があるのか心配していましたが、やはり昨年度は8施設しか手が挙がらず、今年度も20施設にとどまる予定です。また事業目的も、利用実績からみると一時預かりとの違いが十分に理解されているとは言えない状況でした。小さな子どもたちの安全を担保し、子育てしやすい環境をつくるために、市の担当課には市民への周知も含め、十分な指導監督が求められます。

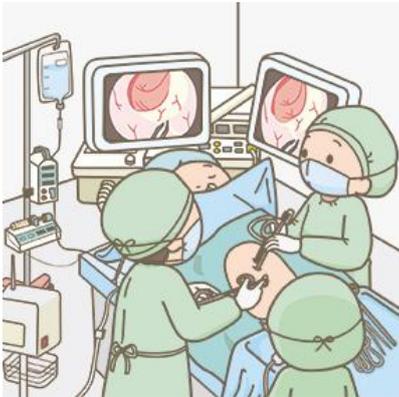


## 長崎市立病院機構費運営費負担金 9億8,954万円

この負担金は「法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等」について設立団体である長崎市が負担するもので、主に救急医療や感染症医療、周産期医療などの不採算経費等が根拠となっています。

この根拠に基づく負担は当然ですが、病院機構の経常損益はコロナ期を除き赤字続きで、資金残高も少なく、このままでは持続可能な病院経営が難しいと判断されたことから、11月定例会で

「第4期中期計画の変更を認可」するにあたって本会議において付帯決議をし、経営改善と定例会ごとの報告を求めたところです。



今議会でも経営改善のための「構造改革プラン」の進捗状況について病院機構の報告がありました。審議の中で管理業務委託や医療機器調達において競争性のない入札が行われていることが分かりました。また人件費比率の引き下げを目指す適正化を求めていたにもかかわらず、市や国に準拠していない職員手当等が支給されていることも分かりました。

病院機構の設置者である市は、機構とともに、構造改革プランを着実に進め、市民の命を守る長崎みなとメディカルセンターの安定的な運営を図ることを強く求めました。



## 学校給食センター運営費 11億7,319万円

北部学校給食センターに加え、今年度から中部、南部の給食センターの給食提供が開始されます。それに伴い配送校の変更が行われ、配送範囲が広がります。

大型給食センターは、提供食数が大きく大量の食材検収を行う必要があるため、異物混入の可能性が高まります。長崎市では昨年度もたくさんの異物混入が報告されています。

また、調理する食数が大きい（北部8千食、中部1万2千食、南部4千食）ので、万一異物混入や食中毒が起こった時の影響が甚大となることも指摘されています。



また、配送範囲が広く、長崎市の地形、道路事情等により、2時間喫食が守れないことも考えられます。現在小中学校は、曜日ごとに日課が変わり、給食時間が移動しています。それらに合わせてコースごとに配送、回収することは難しく、すでに稼働している北部では2時間喫食が守られない、子どもを急かせて給食を食べさせる等の事象が起きています。数々の課題解決と、子どもたちの命を育む安全で美味しい給食提供のために、市は万全の態勢で臨むことが求められます。

## 所管事項調査 高齢者交通費助成制度の廃止

高齢者交通費助成制度は高齢者の外出と社会参加を促し介護予防につなげる目的で、所得制限付の74～76歳を対象に1980年に始まりました。その後、所得制限を撤廃し年齢制限を見直して、現行の70歳以上の市民に、バスや電車、タクシー券等5千円分を支給する制度となりました（一昨年の対象者約10万人、事業費約4億円）。しかし高齢者人口の増加と主な財源であった「いきいき長寿社会基金」の枯渇が見込まれる中、市は2028年度をもってこの制度を廃止すると公表。教育厚生委員会で説明がありました。



市は「介護保険事業において、地域の身近な場所で多種多様な介護予防事業が実施」されており、「交通費助成の用途は『通院』や『買い物』が大半で、外出機会創出につながっていない」など事業の意義が薄れたと言います。また交通費助成の代わりに「より介護予防に効果的な新たな事業（地域活動やイベントの参加実績に応じスマートフォンアプリを使って5千円相当のポイント付与）を実施する」と説明します。

しかし、新たな介護予防事業は交通費助成事業とは全く別物です。しかもそれが「スマホのアプリ」「ポイント付与」というのも問題です。そういうのが苦手な高齢者は多いはず。バスと電車の紙券が交通ICカードへのポイント支給に変更された時、どれだけ多くの方から苦情が寄せられたことか。これを機にバス券からタクシー券に変えた人もたくさんいます。「交通費助成をもっと拡大・充実させてほしい」というお声をたくさんいただく中で、市の財政が厳しいのは重々承知していますが、そう簡単に廃止を認めるわけにはいきません。ここは十分な議論が必要と考え、次回の委員会でも継続して審議することを求めました。衆議院の採決強行のような結論ありきの拙速な姿勢は許されたいと思います。



寒い冬もようやく終わり、春の陽気が心地よい季節

となりました。いよいよ新年度がスタートします。

新しい1年が、みなさまにとって素晴らしい年となりますように。

